

四日市市水沢市民広場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

四日市市教育長 廣 瀬 琢 也

四日市市教委規則第 9 号

四日市市水沢市民広場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市水沢市民広場の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 4 年四日市市教委規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 号様式を次のように改める。

第2号様式（第7条関係）

（表）

* 許可番号 第 号

四日市市水沢市民広場専用使用許可書

年 月 日

（使用者）団体名

四日市市水沢市民広場 指定管理者 氏名（代表者）

所在地

電話

四日市市水沢市民広場の専用使用を次のとおり許可します。

専用使用 の目的	行事名称	使用予定人員	人
	行事内容		
専用使用	年月日（曜）	専用使用時間	夜間
初日	・ ・（ ）	午前・午後・全日 時 分～ 時 分	時 分から
2日目	・ ・（ ）	午前・午後・全日 時 分～ 時 分	時 分から
3日目	・ ・（ ）	午前・午後・全日 時 分～ 時 分	時 分から
使用区分	□一般 □大学 □高校 □中学 □小学 □その他（ ）		
持込設備			
専用使用 の責任者	住所		
	氏名	電話	

○使用上の注意

- 1 四日市市水沢市民広場の設置及び管理に関する条例並びに同条例施行規則の規定を遵守し、管理上の指示を守ること。
- 2 専用使用の許可に変更があるときは、直ちに届け出ること。
- 3 白線引きは、石粉を使用すること。石灰は絶対に使用しないこと。
- 4 グランド内では、必ず運動靴を使用すること。
- 5 その他裏面に記載の注意事項を遵守すること。

○使用許可の条件

- 1 使用許可の範囲は、別図のとおりとする。
- 2 使用後は必ず全員で芝生内の除草作業を行うこと。
- 3 市民広場内外の秩序を保つため、必要な整理人員を配置すること。
- 4 その他四日市市水沢市民広場指定管理者の指示する事項。

*この市民広場は、市民が自由にスポーツやレクリエーションを楽しむことのできる広場です。専用使用の許可が、必ずしも独占的な使用を許可したものではありません。その場の状況に応じて社会的常識とモラルの範囲において、節度ある使用をお願いします。

(五)

○ 使用上の注意事項

- 1 許可なく使用目的以外の用途に使用してはならない。
- 2 許可を受けた者は、その権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。
- 3 許可を受けた者は、芝生や施設、設備等を損傷し、又は汚損したときは、その旨をすみやかに報告するとともに、その損害を賠償しなければならない。
- 4 許可を受けた者が第三者に損害を与えたときは、自己の責任において解決しなければならない。
- 5 使用者は、許可された時間内に行為を終了し、場内の後片付け及び清掃を行い、ごみは持ち帰ること。
- 6 市民広場の保全、管理について職員から指示があったときは、その指示に従わなければならない。
- 7 火気使用は絶対にしないこと。タバコは東屋以外の場所では、吸わないこと。
- 8 物品の販売又は貸付けその他営利行為をしてはならない。
- 9 その他風紀、保安又は市民広場の管理上障害となる行為はしてはならない。

○ その他四日市市水沢市民広場指定管理者の指示事項

[illegible]

第 4 号様式を次のように改める。

第4号様式（第8条関係）

* 許可番号 _____

四日市市水沢市民広場専用使用変更（取消）許可書

年 月 日

（使用者）団体名 _____

四日市市水沢市民広場 指定管理者 _____ 氏名（代表者） _____

所在地 _____

電話 _____

四日市市水沢市民広場の専用使用変更（取消し）を次のとおり許可します。

理 由	
-----	--

変更（取消し）の内容					
行事名称				使用予定人員	人
行事内容					
専用使用	年月日（曜）	専 用 使 用 時 間		夜 間	
初 日	・ ・ （ ）	午前・午後・全日	時 分～ 時 分	時 分から	
2 日目	・ ・ （ ）	午前・午後・全日	時 分～ 時 分	時 分から	
3 日目	・ ・ （ ）	午前・午後・全日	時 分～ 時 分	時 分から	
使用区分	☐ 一般 ☐ 大学 ☐ 高校 ☐ 中学 ☐ 小学 ☐ その他（ ）				
持込設備					
専用使用	住所				
の責任者	氏名		電話		

○ 使用上の条件

.....

.....

.....

.....

.....

.....

第 5 号様式を次のように改める。

第5号様式（第8条関係）

少自第 号

年 月 日

四日市市水沢市民広場専用変更（停止・取消）通知書

団体名

氏名（代表者）

四日市市水沢市民広場 指定管理者

所在地

電話

年 月 日付け第 号で、専用使用の許可をした四日市市水沢市民広場の使用について、下記の理由により専用使用を変更（停止・取消し）したので通知する。

記

変更・停止・取消しの理由

--

変更内容	
停止内容	
取 消 し	年 月 日をもって専用使用の許可を取り消す。

備考欄

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(こども未来部 こども未来課)